

港湾法施行令の一部を改正する政令案要綱

1 緊急確保航路の区域変更

伊勢湾に係る緊急確保航路の区域を変更する。(別表第四関係)

2 附則

- (1) この政令は、令和七年十一月十一日から施行する。ただし、別表第四第二号(19)及び(20)の改正規定は、同月一日から施行する。(附則第一項関係)
- (2) 所要の経過措置を定める。(附則第二項及び第三項関係)